

高教組速報

■あなたも高教組に！
賃金交渉関係（職場で増刷りして全教職員に配付してください。両面印刷。）

2011年度 第23号

発行日：2012年1月12日（木）

発行：長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5

TEL(095)827-5882

編集責任者：平井秀治

現給保障廃止問題 第2回県教委交渉

来年度は減額上限2万円案を1万円とする「改善」案を示す

長崎高教組は、1月11日、現給保障廃止問題に関わって第2回の県教委交渉を行いました。高教組からは平井委員長、島津実教部部長ほか5人、県教委は鳥山教職員課長ほか5人が出席。

第1回の交渉（12月26日 内容は1月1日付

け高教組定期新聞参照）で県教委は11月の当初提案に固執していましたが、今回の交渉では1回の交渉の席において高教組が指摘した点などを踏まえ「検討した」改善点（下欄及び裏面参照）が示されました。

▼現給保障の廃止についての提案内容（1月11日現在 表中の下線部が当初案より「改善」した点）

年度	現状	長崎県教委の提案	
		11月～第1回交渉（12月26日）	第2回交渉（1月11日）
2012（平成24） 年4月1日から	現給保障額がの半額（20,000円を超える場合にあつては、20,000円）を減じた額を支給する	現給保障額の半額（ <u>10,000円</u> を超える場合にあつては、 <u>10,000円</u> ）を減じた額を支給する	
2013（平成25） 年4月1日から	現給保障額が40,000円を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	現給保障額が <u>30,000円</u> を超える場合に限り、その額を超える額を保障する	
2014（平成26） 年4月1日から	現給保障額は支給しない	現給保障額は支給しない	

「全廃の年度を延ばすべき」など要求

第3回交渉は1月19日

こうした提案で、具体的にどのようになるかは裏面「給与構造改革における経過措置額（現給保障）の廃止案（支給額ベース）」（県教委作成資料）を見てください。

この資料からも明らかなように、高教組は「改善した提案は評価しつつも、十分とはいえない」として、次の3点を指摘し、改善を求めました。

1・全国で現給保障廃止が決まったところは依然として1県のみで、提案の撤回、凍結する情勢下にある、急ぐ課題ではない。

2・例えば3年後に廃止となると、現給保障額が30,000円を超える層が教育職（二注・県立学校

教員）、では11人、行政職（注・小中高の事務職員）では61人いる。激変緩和措置が不十分である。

3・来年度から減額し3年目で現給保障を全廃するとしているが、これを延ばすべきである。

こうした指摘に対し、県教委は「合意に向けて努力する」という立場に立ち、第3回交渉（1月19日予定）までに検討を加えることを明らかにしました。

高教組は全ての教職員の要求を念頭に、この実現に全力を傾けています。あなたの加入が職場を明るく元気づけます。待っています！

